

平成28年6月8日

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会  
第14回特許制度小委員会 議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 開 会	1
2. 委員御紹介	2
3. 会議の公開について	5
4. 経済産業省及び内閣府における検討状況	
5. 技術分野横断的な協業の進展と特許制度・運用の在り方	
6. 論点の整理	6
7. 今後のスケジュール	3 5
8. 閉 会	3 5



## 1. 開 会

○中野制度審議室長 それでは定刻になりましたので。

事務局を務めさせていただきます特許庁総務部総務課制度審議室にて室長をしております中野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第14回特許制度小委員会を開催させていただきたいと思っております。

本小委員会の委員長につきましては知的財産分科会会長が指名するものとされておりまして、五神真分科会長から早稲田大学法学学術院教授の高林龍委員を御指名いただいております。高林委員御本人にも御内諾をいただいておりますので、本小委員会の委員長は高林委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、高林委員長から御挨拶をいただけますでしょうか。

○高林委員長 ただいま御紹介いただきました早稲田大学の高林でございます。私もこの新人ですので、自己紹介も兼ねて御挨拶をさせていただきたいと思っております。

私は裁判官を辞めて学者になってから既に20年になりますが、その間、研究と教育に専念し、どちらかというとなら大学に閉じこもってと申しますか、研究、教育ばかりしている人間でございました。そういうことなのですが、縁がありまして前回の知的財産戦略本部の紛争処理システム委員会等々に携わることがございました。そのようなところで、初めてというぐらい久しぶりに行政とか政策等々について、本日お集まりの皆様と同じように、各種業界の方々とお話をする機会を得たということです。今まで一人で研究することが多かった研究姿勢だったわけですが、「文殊の知恵」というのはこういうことなのかなと、皆様から各種意見を聞くことができるというのは私のためにもなることだなと、新鮮な感覚を持ちました。

大学は1限といいますと9時からなのですが、普通は学生も教員も9時という1限は選択しないということで、2限、10時40分からしか授業を私は入れていないので、今日は久しぶりにラッシュアワーの電車に乗って、その意味でも新鮮な気持ちでしたということですが、本日も皆様方と一緒にいろいろなテーマについて御協議できればと思います。

私は、今申し上げたとおりこのような場に登場することも非常に少なかったわけで、不

慣れでありますので、御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。また、私は議論をリードしようとか、そういうスタンスは全くとるつもりはなく、皆様とともに自由に議論ができる場を醸成することが私の役割かなと思っておりますので、ぜひ皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

これをもって私の御挨拶といたします。

○中野制度審議室長 ありがとうございます。

では、議事の進行につきましては高林委員長にお願いしたいと思います。

なお、議事に入るに際しまして委員の皆様をお願いがございます。御発言いただく際ですが、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、指名されましたらマイクを口元に近づけて御発言いただくよう、お手数ですがお願いいたします。

## 2. 委員御紹介

○中野制度審議室長 それでは、今回新たに御指名された委員の方々も多くいらっしゃいますので、まず事務局から委員の皆様のお紹介をさせていただきます。その際、皆様から一言ずつ御挨拶を頂戴いただけますと幸いです。

九州大学理事・副学長、青木玲子委員。

○青木委員 九州大学の青木でございます。国際と知財、男女参画を担当しております。九州大学に行く前は一橋大学で経済学者をやっておりました。よろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授、浅見節子委員。

○浅見委員 東京理科大学の浅見でございます。私は長く特許庁におりまして、審査・審判、行政的なところをやっておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 東北大学大学院法学研究科教授、蘆立順美委員。

○蘆立委員 東北大学の蘆立でございます。よろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構教授、飯田香緒里委員。

○飯田委員 東京医科歯科大学の飯田でございます。大学からも多くの先生方が参加されていますが、おそらく大学の中で産学連携、知的財産活動を推進するという立場からの参加は私だけと理解しておりますので、アカデミア知財の管理活用の観点から議論に参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 明治大学法学部准教授、金子敏哉委員。

○金子委員 明治大学の金子でございます。明治大学では知的財産法を担当しております。よろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 東京地方裁判所知的財産権部総括判事、東海林保委員。

○東海林委員 東京地裁の東海林でございます。以前、知財紛争処理システム委員会にも参加させていただきまして、このたび前任の大寄麻代判事の後任としてこの会に参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 プロメテ国際特許事務所代表弁理士、杉村純子委員。

○杉村委員 弁理士の杉村でございます。日本弁理士会の知財システム委員会の委員長を務めております。知財システム委員会は、日本国内だけではなくグローバルな視点から今後どのような保護対象を知財に加えていくべきか、そして新しい知財システムをどういうふうに構築していくべきか、ということを議論している委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会委員長、株式会社日立製作所知的財産本部副本部長、戸田裕二委員。

○戸田委員 通称 J E I T A と申しますが、電子情報技術産業協会の委員長を務めております日立の戸田でございます。産構審は約 10 年ぶりになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 株式会社名南製作所取締役、長谷川英生委員。

○長谷川委員 名南製作所の長谷川と申します。私どもは 100 人足らずの会社で、木材を加工する機械をつくっております。創業者が人のまねは絶対しないという精神でやっておりますので、100 人足らずですが特許室というのがありまして、4 名在籍してやっております。難しい議論はわかりませんが、利用者側という立場で参加できたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 日本労働組合総連合会経済政策局長、春田雄一委員。

○春田委員 連合の春田です。働く者の立場からこの会に参加させていただいております。連合では産業政策、経済政策を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員、宮島香澄委員。

○宮島委員 日本テレビの宮島と申します。よろしくお願いいたします。産業構造審議会で幾つかの議論に参加させていただく中で、知財に関しましては最近、特許は誰のものかという議論や営業秘密の議論に参加させていただきまして、本当に重要な分野だと改めて思っ

ております。よろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 日本製薬工業協会知的財産委員会専門委員、アステラス製薬株式会社知的財産部次長、矢野恵美子委員。

○矢野委員 アステラス製薬の矢野でございます。私は製薬会社、医薬品の分野で知的財産権を取得し活用するというような業務を25年間やってまいりました。こちらの立場から発言させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中野制度審議室長 一橋大学大学院法学研究科教授、山本和彦委員。

○山本委員 (和) 一橋大学の山本でございます。大学では民事訴訟法その他民事手続法を教えております。恐らくこの中では唯一知財の素人だと思いますので、議論に参加させていただくことを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高林委員長 ありがとうございます。それでは皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は初回ということですが、片山英二委員、國井秀子委員、萩原恒昭委員、別所弘和委員、山本敬三委員、5名の方が御欠席ですが、片山委員の代理として服部先生に、それから萩原委員の代理として吉村様に御出席いただいております。

それでは、審議に入ります前に伊藤特許庁長官から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤長官 伊藤でございます。いつも大変お世話になっております。本日はこのように朝早くからお集まりいただきまして、感謝申し上げます。

この特許制度小委員会、前の体制のときに御審議いただきました職務発明制度の見直しについて1点御報告させていただきたいと思います。

昨年の1月にこの小委員会で取りまとめたいただいた報告書に基づいて、特許法の一部を改正する法律が国会の審議を経て成立しまして、今年の4月1日から施行されております。4月22日には、この法律に基づくガイドラインを告示として公表しました。いろいろなプロセスの中で、この小委員会の活発な御議論を経てこういう形でまとまったことに関しまして、改めて御礼を申し上げます。

職務発明制度の見直しでは、グローバルな研究を進めるためのインセンティブという意味合い、それから企業が国際的にも活発に競争していただくための環境整備だと我々は思っているところでございます。昨今、イノベーションに関する議論として、情報通信技術がさらに進んで、最近ではI o T、あるいはA I、ビッグデータといったような言葉がキ

ワードになっております。こういった新しい技術が経済・社会に対して大きなインパクトを与えるという議論が行われております。知的財産制度についても、どういう影響があるのか。どういうふうの問題を設定していったらいいのか。イノベーションの創出に当たって知財は、ベースとなるものですので、議論を深めたいと思い、御審議をお願いしているところでございます。

この十数年来の特許法に関する制度改正については、先ほど申しました職務発明、あるいはP L T加入までをもって、一段落ついたと思っております。一方イノベーションの波、グローバル化の進展によって、ほかの国々においてどういう変化が今起きているのか、あるいはそれが制度あるいはビジネスに対してどういう影響を与えるのかということについて、ぜひ大きな観点から議論を深めていただきたいと思っております。我々も様々な観点の調査を実施して、その議論に厚みを増していきたいと思っております。御審議をよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○高林委員長 長官、どうもありがとうございました。

### 3. 会議の公開について

○高林委員長 それでは、次に具体的な審議に入るに先立ちまして本委員会の議事の運営について、事務局から説明を伺った上で皆さんの御同意を得ておきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○中野制度審議室長 まず配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、座席表、議事次第・配付資料一覧、委員名簿、タブレットの使い方のほか、資料1、会議の公開について（案）。資料2、新産業構造ビジョン（中間整理・抜粋）。資料3、科学技術イノベーション総合戦略2016（概要）。資料4、知的財産推進計画2016（ポイント）。資料5、技術分野横断的な協業の進展と特許制度・運用の在り方。資料6、論点の整理。資料7、知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について。資料8、新産業構造ビジョン（中間整理）。資料9、科学技術イノベーション総合戦略2016。資料10、知的財産推進計画2016。以上10点でございます。なお、大部になりますので、資料7から資料10につきましてはお手元のタブレットにインストールさせていただいております。ご覧いただく際には、タブレットの使い方の記載を御参照くださいませ。

不足等はございませんでしょうか。

続きまして会議の公開について、次のとおりでよろしいかお伺いいたします。資料1、会議の公開について（案）をご覧ください。

本会議は、原則として公開といたします。また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任するものといたします。

○高林委員長 以上、議事の運営についての事務局からの御説明について、そのとおりでよろしいでしょうか。

異議がないのであれば、原則公開ということでやってまいりますが、この委員会、乗り降り自在、自由に御発言いただける場を醸成していきたいと思っておりますので、その点も念頭に置きながら御自由に発言していただきたいと思っております。

4. 経済産業省及び内閣府における検討状況
5. 技術分野横断的な協業の進展と特許制度・運用の在り方
6. 論点の整理

○高林委員長 それでは、ただいま御説明いただきました大量な資料がございますので、資料に基づきまして事務局から御説明いただきますが、最初に議題の4番にかかわるところでありまして、資料の2、3、4に基づいて御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 議題4. 経済産業省及び内閣府における検討状況につきまして、資料2、資料3、資料4に基づいて御説明申し上げます。

資料2、「新産業構造ビジョン」の抜粋という資料をご覧いただきたいと思っております。1ページ目でございますが、「日本再興戦略」改訂2015というのが閣議決定されております。そこでI o T・ビッグデータ・人工知能がもたらす変革の姿や時期といったものを時間軸を明確にしながら検討するというようなことがうたわれておりまして、産業構造審議会に新産業構造部会というのが平成27年の8月に立ち上がりまして、関係省庁と一体となって「新産業構造ビジョン」の策定に向けた検討が行われているということでございます。平成28年4月に中間整理というのが出まして、今回の資料はその中間整理をまとめたものでございます。

2ページ目をご覧ください。こちらの中間整理ですが、「今、何が起こっているのか」ということで、I o T、ビッグデータ、人工知能、ロボット、こういったものを例示しつつ、

これまで実現不可能と思われていた社会の実現が可能になる。これに伴い、産業構造や就業構造が劇的に変わる可能性があるのだという問題意識を提起しておりまして、それを示すものとしてデータ量の増加、処理性能の指数関数的な進化、あるいは人工知能の非連続的な進化といったような切り口が提示されております。

3 ページ目ですが、この技術のブレークスルーが何をもたらすかということが書かれております。大量生産・画一的サービスから、個々のニーズに合わせたカスタマイズ生産サービスへと進むというようなこと、あるいは、③ですが、人間の役割、認識・学習機能のサポートや代替が進むということで、例示として自動走行やドローン施工管理・配送といったものが挙げられております。⑤にありますように、こうした第4次産業革命の技術は全ての産業における革新のための共通の基盤技術であり、全く新たなニーズの充足が可能になるのだというようなことを示しております。

下の図にありますように、今起きていることは第4次産業革命だと位置付けておりまして、その言わんとするところは、大量の情報をもとに人工知能が自ら考えて最適な行動をとるような時代が来ようとしている、あるいは来ているのではないかというような問題意識が中間整理で示されております。

4 ページ、5 ページにはそういう新たな企業経営のあり方、サービスのあり方といったものが例示として示されているということでございます。

以上が新産業構造ビジョンの中間整理で、第4次産業革命というのがどういうものなのかがおぼろげながら見えてきたというような内容でございます。

続きまして、産業構造ということよりも、より広く科学技術イノベーション総合戦略2016 というのを資料3に基づいて簡単に御説明したいと思います。

科学技術イノベーション総合戦略は、成長戦略の一環として毎年度策定し、閣議決定されている文書でございます。総合戦略2016におきましては、上の欄の点線の中にありますが、第5次基本計画でSociety 5.0 というのを掲げておりまして、これは点線の中にありますようにかなり大きな歴史的なビジョンでございますが、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな経済社会が来るといったような問題意識の提起がなされておりまして、Society 5.0 の具体的な内容ですが、①にそのポイントがあるのかと思いますが、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合してくることによって、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスが提供できるようになるというようなビジョンが描かれております。

社会が大きく変わることになりますと、当然それに伴いまして知的財産制度というものがどうあるべきか、どう変わってくるのかということに関心が向くわけでございまして、科学技術イノベーション総合戦略 2016 におきましても、下の欄の第 1 章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組というところをご覧いただきますと、(2) の「Society 5.0」(超スマート社会)を実現するプラットフォームの一つとして、4) ですが、知的財産戦略と国際標準化の推進ということが位置付けられております。そういう意味では、Society 5.0 というような大きな動きの中で知的財産戦略がどう意味付けが変わってくるのか、どう進化するのか、あるいはどう変えるべきなのかといったようなことが問題意識としてありますので、こういった議論を御審議いただければと思っている次第でございます。

最後になりますが、資料 4 をご覧ください。こちらが政府全体の動きということになりますが、御案内の「知的財産推進計画 2016」のポイントをまとめたものでございます。「知的財産推進計画 2016」におきましても、IoT、ビッグデータ、人工知能などの第 4 次産業革命の進展と超スマート社会 (Society 5.0) への展望というような社会の文脈がまず前提としてありまして、第 1 というところをご覧いただきますと、第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進ということで、これは知的財産推進計画でございますので、言うまでもなく特許に限らず著作権なども含めてではございますが、第 4 次産業革命時代の知財イノベーションのあり方について問題意識が提起されております。

もう一つ、第 4 というところをご覧いただきますと、知財システムの基盤整備ということで知財紛争処理システムの機能強化という項目が設けられておりまして、これは知財推進本部のほうで委員会が設けられて、この 3 月に報告書がまとめられたところでございますが、知財紛争処理システムの機能強化の議論が集中的に行われて、そこで方向性とか課題とかが示されているということでございます。こうした第 4 次産業革命や超スマート社会 (Society 5.0) という変化の文脈の中で、改めて知財紛争処理システムはどうあるべきかというような問題意識が出てくるのかと思います。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

第 4 次産業革命とか、私のように学問の道ばかりで研究室に閉じこもっていた人間から見ると、わくわくする時代が来るのかな、人間の知恵をよりどころにした社会というものがこれから構築されていくのかな、大きな青写真が描かれているのだなというふうに思いました。この点につきましても後に皆様とともに議論してまいりたいと思いますが、議事

に従って御説明を進めてまいります。

続きまして、議題5に関しまして資料5に基づいて御説明をお願いいたします。

○中村企画調査課長 企画調査課長の中村と申します。資料5に沿って説明させていただきます。

今回、技術分野横断的な協業の進展と特許制度・運用の在り方ということで、今、第4次産業革命等を述べられましたが、その中で特許制度をどうやっていくのかという一つの考え方、こういうことでやっていこうかなというところを御説明差し上げたいと思います。

1枚めくっていただいて説明の順番ですが、1番、2番でこれまでの特許制度を巡る取組み、どのようなことをやってきたか、また技術動向をどう把握してきたかというところのおさらいをさせていただきます。その後、そんな中、こういう状況になって何が変わってきているのかというところを検討させていただいております。その後、その中で、では特許庁は何をしていくのか、またどういふことを論点としていくのかということを出させていただきます。

2ページ目ですが、まず特許制度を巡るこれまでの取組状況です。特許法は、御案内のとおり発明の保護及び利用を図ることによって発明を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的としています。我が国は、特許制度をうまく利用することでイノベーションを創出し、経済発展に寄与している。御案内かと思いますが、これが第1のものだと考えております。

次のページをめくっていただいて、ではそれに応じて今までどんなことをしてきたかというところをまとめさせていただきました。下の左から右に年代を書かせていただきました。下から上に創造の段階、保護の段階、活用の段階で、それぞれそこに当てはまるような対応をしてきたかということをもとめさせていただきます。例えば2001年ころですが、「プログラム」をモノの発明として規定するという取組みを行っています。このように、本委員会でイノベーション創出の推進という観点を踏まえていろいろなことを御議論いただき、課題について対応してきたと思っています。

次のページをめくっていただいて、それと同時に技術動向の把握ということもきちんとやってきたと思っています。これについては、特許庁は審査というところを担っているということもありますし、我が国の研究開発・技術開発の方向性の策定を支援するというところにこれを使っています。例えばですが、情報通信とか健康医療、モビリティとか、いろいろなテーマを決めて、そのテーマについて特許情報等を活用して技術動向を分析するこ

とで、現実にはどのような技術がどのような方向に向かっているのかとか、それを見据えた上でどのような施策を打っていったほうがいいのか、何が時代に合っているのかという具体的な技術の動向を把握するという重要性を重視しております。

このことは特許の審査に当然ながら役立てておりますし、さらに我が国の研究開発の方向性を決める際の基礎資料にさせていただいたりということも行っています。このように、制度を変えるときには、具体的に何が起きているのか、どう進んでいくのか見極めながら制度を考えてきたのが今までです。

この状況の中、次にどうなっていくのかというのが次のページからになります。御案内のとおりですが、IoTという情報通信技術が進展して、インターネットでつながる状況になってきました。下の図は例ですが、ウェアラブルコンピューターの技術俯瞰図を載せています。例えば製造業におけるヘルメットにつけるカメラはウェアラブルと呼びますが、それについても、例えば目を動かせばどこに何があるかという製造流通技術であったり、手につけてスポーツをすればバイタルを測れるという技術だったり、いろいろな技術が錯綜しながら新たなサービスが生まれてくると思っています。そうすると企業戦略、産業構造に至るまでいろいろな効果があり、状況が変わってくるのかなと思っています。

そうすると、技術分野、今まで横断的に技術動向を調べてきましたが、さらに横に広がった技術もきちんと見られるような動向調査をしつつ、どういうことが起きているのかということを検証していかなければならないと思っています。

次のページをご覧ください。こちらは人工知能の注目出願人の応用産業への特許出願の件数を見たものです。下にいろいろな企業さんが載っています。今までは同じ業界のライバル業者でしたり、同業者等々、ある限られた産業の中で競争なりをしていけばよかったです。見ていただければわかるとおり、いろいろな企業がそれぞれ全く違う分野に進出してくるようになっていきます。例えば一番右の富士通さんは健康・医療というところに結構な割合で人工知能に関する出願をされていますし、日本電気さんも健康・医療に出願されている等々、異業種間での連携も強くなってくると思います。この場合、権利をどうやって活用していくかということは非常に多様化してくると思いますので、具体的にどのような権利活用をしているのかという実態把握を継続することが重要だと考えております。

次のページをめくっていただいて、というわけで、先ほど審議室長からあったとおり、経済産業省では新産業構造部会、総合科学技術・イノベーション会議、知的財産戦略本部等で、知的財産について時代が変わってきた中で、知的財産について考えなければいけな

いという話が出てきているかと思えます。ただ、検討が始まったところで、では具体的に何をどうすればいいのかというのはまだよくわからない。全体として第4次産業がどこまでいくのか、どうなるのかということも踏まえてどうやっていくのか、まだわかっていないところだと思っています。ですので本委員会において、最先端の技術動向とか企業の権利活用の実態の把握をして、その上で制度・運用のあり方とか特許庁における今までの運用、今のやり方でいいのか等々を御議論いただければと思っています。

では具体的に特許庁における調査・検討で今どのようなことを考えているか挙げさせていただきます。下の例は人工知能の技術俯瞰図です。左側にデータソースというのがあって、真ん中に人工知能の基礎技術、応用技術があり、上に応用産業という形でまとめさせていただいています。データソースは多岐にわたり、例えば音声だったり、位置情報、ログ、そういうものが入ってきて、それを音声認識だったり、その後の予測等々、いろいろな技術をかみ合わせることで最終的な新たなサービスなり新たな発明が出てくるかと思っています。

右側には人工知能技術の産業化の例を書かせていただいています。AI自身が全てを発明する、最初から最後までAIのみからなる発明というのは将来的な話だとは思っていますが、ありとあらゆる分野の中にAIが組み込まれた形での発明とかサービスが出てくる可能性は非常に高くなっていると思えますので、そういう状況の中、特許庁の審査のやり方とか基準、運用のやり方で適切に新しい技術が守れるのか、権利として保護できるのか等々、一度検証したいと思っています。具体的な発明、どういうものがあるのか、どういう技術になってきているのかを見極めて検証していきたいと思っています。

次のページをめくっていただいて、もう一つは、先ほどから出ていとおりにネットワークでつながるようになりますので、技術分野横断的な出願が非常に増えると思っています。下の表は人工知能ですが、応用産業分類別の応用技術区分の特許出願件数比較です。人工知能といっても、中の技術は例えば音声認識であったり、画像認識であったり、予測であったり、多岐にわたります。そのそれぞれの技術を見れば予測なら予測の分野ですが、応用産業分野、左側を見ていただくと、製造にも予測は当然ありますし、商取引、例えば株価はどうなっていくかということにも予測はありますし、電気・ガス・水道、スマートシティみたいなものの中にも予測は入ってきます。同じ技術なのかもしれませんが、発明なりビジネスとしては全然違う形での出願なり捉え方が出てくるのかなと思っています。要素技術だけを発明とするもの、またはサービス全体を発明とするもの、いろいろ出てくるか

と思います。その中で特許庁が適切に審査をしていくには今の体制で過不足がないのか、何か新しいことをやったほうがいいのか等々、具体的にどういう技術が出てきているのかを見極めながら考えていきたいと思っています。

次には制度・運用上の論点ということの一つ考えています。IoT、AI、ビッグデータ、ロボットといったもの、これは共通基盤になりながら、その上にどういうサービスをつけ加えるのかという新たな価値が出てくるかと思っています。このような場合はどこを権利化するか、さらに、その権利を誰と使っていくかということが複雑化してくるかと思っています。そういう意味で権利の活用は活性化してくるのだろうと思っています。その上で適切な権利行使が行える環境というのは非常に重要なかと思っています。自分の取った権利をきちんと使えるという環境はどのような環境なのか、第4次産業の中において新しく変える必要があるのかなのか、何をしていけば適切な権利行使を支える環境ができるのかということ論点にしたいと思っています。

以上をまとめますと最後のページになります。まとめということで、特許庁において取り組む事項は、先ほど述べたとおり、まず技術動向と、企業等における権利活用の実態把握をきちんとしたいと思っています。今、足元で何が起っていて、何が進んでいるのかということ調べたいと思っています。

その上で、調査・検討すべき事項として人工知能等の新たな技術の利用を通じて創出された技術等の保護に関する整理、新たな発明なり何なりがきちんと保護できるのかどうか検証したいと思っています。また、先ほど申し上げましたとおり産業構造の変化で起こり得る発明の変化、新たな技術が組み合わせられて発明が出てきた場合、きちんと対応できるのかという検証をしたいと思っています。これら調査・検討の結果については、こちらの委員会において御報告させていただきたいと思っています。

また、特許制度・運用上の論点としては、先ほど述べたとおり適切に権利行使できる環境というものが、この時代、どのようなものが適切なのかというところを御議論いただければと思います。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

この資料、私も科研費の申請とかプレゼンの資料を準備する際に、いかに見やすく作るかというのに大変苦労しますが、大変よくできているな。特許庁の姿勢というものがこのわずかな資料の中によく表れているなと思いました。ありがとうございます。

では引き続き議題6.論点の整理というところにつきまして、資料6に基づいて御説明を

お願いいたします。

○中野制度審議室長 資料6をご覧ください。これまで経済産業省及び内閣府による検討状況など、あるいは技術分野横断的な協業の進展と特許制度・運用のあり方ということで御説明してきましたが、Society 5.0 という動きとか、知的財産推進計画 2016 の政府における議論というものも踏まえつつ、特許制度・運用における今後のあり方を御審議いただきたいと思っているところでございますが、論点のたたき台として事務局のほうで考えたものを御参考までにお示しいたしますので、こうしたものも御参照いただきまして御議論いただければと思います。

例えば、事務局のほうで念頭にあったことなのですが、テーマとしてこういうものを挙げておりますが、先ほど企画調査課長から御説明申し上げましたとおり、産業構造の変化、社会の変化を踏まえて適切に権利行使できる環境というものをどう整えるか御議論していただきたいと思っているのですが、「適切に権利行使できる環境」と一言で申しまして、大ざっぱに三つぐらいの切り口があるのかなと思っておりまして、まず一つは権利活用、すなわち民間主体がどういう知財戦略をとってうまく権利行使をしていくかというユーザーの知財戦略の変化、そういうことに委ねられている面があると思っておりまして、いわゆるオープン・クローズ戦略というもの、これまでも言われてまいりましたが、これがどのように変化するのか、そういう切り口が一つあるかと思えます。

二つ目の権利行使できる環境の柱は言うまでもなく特許行政のあり方でございますが、産業構造の変化や企業戦略の変化ということになりますと、産業界というのは最大のユーザーですが、ユーザーの求めるところ、利便性の意味も変わってくる可能性があるのではないかと。そういうニーズの変化に応じて特許行政はどうあるべきか、自ら顧みなければならぬということが二つ目としてございます。

3番目の柱は、特許を付与した後の知財紛争をどう処理するかというところでございますが、こちらにつきましては知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性というものがある程度、資料7にございますように示されておりますので、こういった方向性も踏まえつつ御議論いただければと思いますが、民間の権利活用、特許行政のあり方、それから司法を含めた知財紛争処理のあり方、どれか一つだけで全部処理はできませんので、この三つが一体になって適切に権利行使できる環境を整えていくのではないかなと思った次第です。

それから、テーマの四つ目にその他と挙げましたが、こちらは、第4次産業革命云々と

いう話は当然日本だけで起きていることではありませんで、世界的な現象と言っていいと思いますし、国によっては日本よりも進んでいるところもあろうかと思えます。そうすると、海外でどのようなことが起きているか、どんなことが論点として、あるいは問題点として挙がっているのかということは当然参照されるべきものとなろうかと思えますので、事務局として今後調査して、こちらに調査結果をフィードバックいたしますが、こちら辺についても先生方の御知見をいただければと思っております、事例としてパテントトロールの動向と、パテントトロールに対する企業の対策というようなことを挙げております。

「国内外における」と書いてございますが、基本的には国外、特にアメリカでパテントトロールの問題が非常に取り沙汰されているというのは私どもも認識はしているのですが、そういったことは余り日本では起きないのかなと漠然と思ったりするのですが、とりあえず「国内外」ということで、国内も含めてこういうものの動向についても先生方の御知見をいただければと思っております。以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。

資料6の論点の整理というのが私たちがこれから議論するところをまとめていただいたということだと思います。第1がユーザーの視点ですね。権利活用というところですから、オープン・クローズ戦略等々、これは技術等を使う方々の今後の姿勢といいますか、希望といいますか、あり方というか、だと思いますし、2番目は行政、国、特許庁等々に何を期待するのかということでしょうし、三つ目は私の分野かなと思うのですが、知財紛争処理についての希望とか、あり方という議論だろうと思います。四つ目が国際的なことということで、この論点整理もよくできているなど、私は教育者の立場ですので、コーディネーターがすごいなと思って聞いておりましたが、私たちがこれから議論すべきものをまとめていただいているということだと思います。

これからまだ1時間以上ありますので、先ほど申し上げましたとおり、ここは乗り降り自在、勝手放題にしゃべっていただく。今日はどちらの方向とかいうことは全くございませんので、皆様方から御自由な御発言を期待したいと思います。

権利活用、ユーザーの立場といいますと、産業界等々、大きな企業や中小企業等々、業界によってもいろいろな御意見がございましょうから、そこの御意見でも、また特許庁に対する期待でも何でも結構ですが、まずは最初の資料にも第4次産業革命という話がありました。それについて産業界等々から御発言があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○戸田委員 日立製作所の戸田でございます。

御説明があった中で感じたのは、科学技術イノベーション総合戦略 2016 の中で知的財産戦略と国際標準化の推進という項目がありまして、競争領域と協調領域の見極めというところですね。従来は、主に競争のために発明を生み出して、それを権利に仕立てて市場で勝ち残っていくというような使い方が多かったと思うのですが、I o Tとか、A Iとか、ビッグデータ時代になりますと協調の部分がすごく大事になってくると思っています。弊社は、「顧客協創」、協力して創るという言葉を使っていて、同じ「きょうそう」になってしまうのですが、日本語の意味としては協調という意味で使っています。

お客様とか、同業者であったとしてもパートナーを組んでいろいろな事業を進めていく、特にサービス事業を進めていくことをいろいろ模索しているわけですが、協調戦略の中での発明とか特許の位置付けというのが今後クローズアップされてくるのだろうなと感じています。特許庁のほうでいろいろ調査・研究をされる場合にも、そういう視点でやっていただけると大変ありがたいと思っています。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

特許について、独占ということと、協調というお話がございました。その辺は特許制度のあり方については、将来的には大きなインパクトのあるテーマだと思います。

引き続いて産業界、ここにはオープンとクローズとありますので、オープンというところが協調ということにもなっていくし、一方では独占ということで、クローズというところもあると思いますが、オープンとクローズの関連、特許の独占と協調の関係というものも大変興味深いと思います。私は象牙の塔にいる人間で、本当のところは全くわからんということですので、それぞれの業界の方からそのような点について御発言いただければと思います。

長谷川委員などはいかがでしょう。企業として、先ほどお話がありましたが、御社は特許を大事にする企業といますか、そういう感じなのかなと思いますが。

○長谷川委員 企業姿勢としては、創業者が先ほど話したような感じでやっておりますので。

ただ、我々は木材関係の機械のメーカーなのですが、大手企業さんと違いまして大変ニッチな狭い業界で、今回テーマになっているI o T、ビッグデータ等々、そこまで至っていないのが現状で、まだ昔ながらの機構とか、電気関係の部分、一部ビッグデータの的なところはありますが、今回非常に勉強になると思って参加させてもらっているのですが、

今、話を聞いて、そういう時代が来るな、ある意味、企業としては利用できる部分がたくさんあるなと思って、中小企業もこういうところに頭を入れていけば新しい分野に出てくるのではないかと思っています。

○高林委員長 ありがとうございます。

情報等々、協調というところが出てくる業界も確かにあろうかと思いますが、私の勝手なイメージですと、製薬というのは独占というところが、特許が強くなるべきだというようなイメージを持っておりますが、矢野委員などから御意見がございましたらお願いいたします。

○矢野委員 医薬品の分野は、確かに製品について独占権を取って一定期間それを独占させていただく、その間に得た収入で次の新しい医薬品をつくっていく、そのようなスタイルをとっております。ですので、権利行使をしてきちんと有効な特許で排除させていただく、それは一番大事だと思っています。

私たち医薬品の分野でも、先ほど御説明があったように産業構造の変化というのは起きていると感じております。昔ながらの医薬品ですと、最終的な医薬品の有効成分の特許を取って、基本的にこれで独占をしてやっていくという形で、製薬会社だけで完結というのが多かったのですが、最近はそのだけでは新しい医薬品がなかなか出なくなってきました。そこでオープンイノベーションという形でアカデミアと組むなど、いろいろな形でパートナーリングを構築しております。

また、通常の医薬品ではなくて、今はバイオ医薬品だったり、再生医療だったり、新しいタイプの医薬品がいろいろ研究開発されております。その分野になりますと通常の大手の製薬会社の技術だけではできませんので、違う分野の会社と技術提携したり、もちろんアカデミアもそうですし、いろいろなところと組んでいかないとやっていけない状況になってきております。ですので、弊社でもパートナーリングは非常に増えております。

客観的に見ましても、再生医療の分野では、従来から医薬品専門でやっている会社だけではなくて、ちょっと違うタイプの会社が入ってきているというのもニュースなどで皆様御存じの通りかと思えます。そのような状況で、産業構造が変わってきておりますので、それを踏まえた特許行政を御検討いただけるというのは非常にありがたいと思っております。以上です。

○高林委員長 私の知識不足で、医薬業界においても、オープンといいますか、協調した戦略というものが採用されてきているということを知り、大変勉強になったところです。

私は学者なもので、いつもゼミみたいに人を当てていくという悪い癖が出ておりまして、自由に発言してと言いながら指名するという。これが慣行になるといけませんので、手を挙げて発言していただければと思います。誰も発言しないときに指名することにしたいと思います。

○宮島委員 今日中座しなければいけないので、お先に失礼いたします。

私は、資料にあります新産業構造ビジョンの会議にも参加しているのですが、今まさに第4次産業革命の中での知財戦略の重要性をものすごく感じていて、しかも考え方を変わっていく必要があるというふうに思っております。それは、それぞれが特に知財に関して守っていただくだけではだめで、守っているうちにプラットフォームを取られてしまったり、使ってもらえなくなって、自分たちは大事だと思っているうちにガラパゴス化しているとか、そういうことになるとイノベーション競争の中では勝てていけないと。

先ほども協調というお話がありましたが、そのバランスを徹底的に戦略を考える必要があると思います。これに関しては企業さんによって、先端で考えていらっしゃる会社と、意識が違う会社ではすごく差があると思っております。単にそれぞれの企業から浮き上がってくる問題点を行政が解決するというのでは多分無理で、いろいろなことに気がつくとか、口を出し過ぎるという意味ではないのですが、こういった局面がある、こういった局面があるということを行政のほうでも提示して、イノベーションの国際競争の中で勝っていくというところが必要だと思います。

大事なのはまさに知財をうまくマネタイズしてプラットフォームを取っていくということだと思うのですが、そんな中で、特にAIやIoT時代においては特許がすごく複雑化していたり、一つ一つの特許の価値がダウンしていたり、あるいは、著作権などでもそうですが、一体これは誰のものというようなことが起こりつつあると思います。それを一つ一つ紛争処理に預けていては時間がかかりますが、スピード感というものがものすごく大事だと思うのです。いい解決であったとしても、今の世界の流れの中では、時間がかかったということだけで後塵を拝してしまうということになると思うので、できるだけ状況を共有するとか、例えば紛争処理になりそうなものでもビジネスにしやすいように予測可能性を上げるとか、同じ情報を共有するとか、そういうところを行政が整えるというようなことはすごく大事だと思います。この会議そのものも、もちろん緻密に議論すべきだと思うのですが、3年後に素晴らしい結果が出たというようなことでは、その段階では世界競争に負けているのではないかと私は思いますので、急ぐべきところを急いで、緻密にやり

ながらも状況を共有していく必要があると思います。

特に、先ほども企業によって意識に差があると申し上げたのですが、これは国民の間でもすごく差があると思っておりまして、行政が把握した実情とか、行政が働きかけて吸い上げた情報などを、意識を共有していくということも非常に大事ではないかと思います。

○高林委員長 ありがとうございます。

病理現象の紛争処理ばかりを扱ってきた私ですので、耳の痛いところだなと思いますが、もちろん後ろのところには紛争処理ということがあり、それを前提とした上での紛争が起こらないためのダイナミズムを持った上での交渉といいますか、それらが両輪なのかなと思ったりもするというのですが、御自由に御発言ということですが、学者の立場で、青木委員、御発言がございましたらお願いしたいのですが。

○青木委員 経済学が専門で、ここにいらっしゃる方の中では一番知財の細かいことがわからないのですが、逆にイノベーションとかそういうのは国にとって、経済にとってどうということかというのは、理解するフレームワークは提供できるのではないかと考えています。それで、今まで御発言がありましたけど、重要な現象をここで抽出して議論するフレームワークを提供したいと思います。

特に今まで出た発言の中で興味深かったのは協調と競争の話なのですが、英語でよくエクスクルージョンとコオペレーションというのですが、現象は同じなのだけど、コンテキストによってエクスクルージョンと呼ばれる場合とコオペレーションと呼ばれることがあって、それが何で変わっていくかというのと、技術によって変わっていくところがあって、例えば著作権を集めた J A S R A C とか、ああいう団体のことですが、かつては情報を集めるというのはランザクションの人が非常に高かったので、意義が非常にあったのですが、ビッグデータも同じだと思いますが、情報を集めること自体のコストが技術的に非常に低くなってきた場合に、エクスクルージョンとコオペレーションの境目が変わってきてしまう。それを前提として知財というのはどういうふうに変化しなければいけないかということをお皆さん強調されると思うのですが、私も経済学者として全く同感です。

あと、まとめのところで最初にあった、特許というのは権利を付与するのと、情報の公開によってイノベーションを促進する、そのバランスも技術によって変化していくので、それを見定めるために、新技術と特許の実態というものを内外で調査していただけたらと思います。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

では飯田委員、お願いします。

○飯田委員 最初の議論に戻ってしまうのですが、協調、オープン・クローズというところで、技術分野横断的な協業というところに関しては、実際、アカデミアの研究現場でも急増していると言えます。私が所属している医療系の大学でも、例えばIoT、AI、ロボット技術を使ったものとして、ゲノムデータの解析を用いた病気の診断、手術用のロボット、創薬の安全性を高めるためにそれら技術を用いるということで、産学連携による共同研究が進められています。そのような状況において、研究成果が生じた際、権利の帰属や範囲、権利行使について整理しておくことは非常に重要といえます。先ほどスピード感というお話もありましたが、実際このような共同研究は日々進められているので、なるべく早く整理をしていく必要があると思っています。

整理の方策として、汎用性高く広範に使用されることで研究に資する技術に関して研究開発をより促進するために定められた、『ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針』等は参考にできるのではないかと考えます。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。リサーチツール問題とか、独占と協調といいますか、その辺が象徴的にあらわれる分野だろうと思います。

今はユーザーといいますか、第1の切り口、権利活用というところから議論しておりますが、本日は欠席ですが、経団連の萩原委員の代理で来ておられる吉村さん、何かありましたら。

○吉村様（萩原委員代理） 代理にもかかわらず発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

経団連でも、今日御紹介のあったAI、ビッグデータ、あるいはロボット、そういったものが経済社会を大きく変えるという問題意識は非常に強く持っていて、4月に「新たな経済社会の実現に向けて」という提言も公表しております。もちろん技術だけが進歩しても社会は変わらないかもしれませんが、技術の進歩は目覚ましいものがございます。それによって、例えばビジネスや生活における局面でセンサーなどを使ってデータが取れます。そのデータを活用すれば新しいビジネスもできるかもしれないし、個々人の生活の利便性も上がるかもしれません。しかし、そのデータはそもそも誰のものなのか、誰が、どのように使うことが許されるのかがよくわからないと、データの活用にも躊躇が生まれてしまいます。また、どこまでやっていいのかという議論が、倫理や、社会的影響も考慮すべき問題でもあるというような、AIのような技術の進展によって、従前は人が担って

いたような仕事がAIに委ねられることによって雇用が喪失されるのではないか、という話もあります。この最先端技術とどう向き合っていくかという議論は、最終的には人の幸せって何だろうというような議論までがなされていると承知しておりますが、いずれにしても新しい経済社会に入っていくさうだということで、それに備えなければいけない。そういう意味で知的財産政策についてもいろいろな観点で見直す必要があるという問題意識は、その提言にも書いております。

その提言の中でも触れましたし、今日もたくさん話が出ているのですが、競争領域と協調領域の設定が必要になる、いろいろなものが物理的にインターネットでつながるということもそうですが、企業同士も同業他社だけではなくて業種・業界を越えて、あるいは企業同士だけではなくてオープンイノベーションで、大学、はたまたベンチャーまで、いろいろな連携の仕方が出てくることになりました。こうしたことから、経団連に加盟していただいているような大企業であっても、自前主義から変わってきているというのを強く実感するところであります。そういう実態を聞いていただきながらこの議論を進めていきたいと思っております。

今後、いろいろ議論が深まってくるに従って、企業として変えていただきたいと思うところのみではなく、むしろ変えていただきたいと思うところも出てくると思います。そういう意見議論も斟酌していただきながら、この議論が非常にいいものになればありがたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○高林委員長 ありがとうございます。

論点としてユーザーの立場の権利活用、次は特許行政に期待するものということで、今の御発言も2番目の論点にもかかわることだろうと思っておりますので、これからは2番目の論点についても触れていただくということで構いません。法学者の立場だと、なかなかこの辺は発言しにくいのかなと思いますが、あえて発言していただくということでも結構ですし、経団連、中小企業から御発言をいただきましたので、連合の立場、労働者の立場、そこから離れた立場でも結構ですが、ございましたらお願いしたいと思いますが、春田委員、いかがでしょうか。

○春田委員 連合の春田でございます。

第4次産業革命について、我々としても産業競争力の強化、市場拡大につながっていくのではないかと前向きにとらえているところであります。ただ、一方でこれが進んでいったときにどのような経済社会になるのかということを考えておまして、非常に懸念して

いるのはますます格差が拡大していくのではないかとということでもあります。人材の面でいえば非常に教育が重要になってくるということがありますし、この社会に対応できる人材を育成していくということが、非常に重要だと思っております。やはり全ての人が平等にこの経済社会に対応できるような教育を受けられるような環境というのが重要であり、人それぞれの状況によって置き去りになっていくようなことがないように、そのあたりも考慮しながら対応を進めていただきたいと思います。

知財の分野についても、教育が必要であり、それに関わる皆さんができるだけ対応できるように進めていただければと思っております。

また、人材育成、教育の部分だけではなくて、企業間の格差というものも非常に進んでくるのではないかと懸念しているところがありまして、先ほど協調の話もありましたが、それぞれの産業が、産業全体として協調することも必要あり、オープン・クローズ戦略の中で逆に技術流出防止ということに向けた対策についても、産業全体で考える必要があるのではないかと思っております。

いずれにしても、格差が進んでくるという懸念もありますので、それについても考えながら第4次産業革命に対応していくべきと考えております。

○高林委員長 ありがとうございます。

特許に関していいますと、協調といえますか、連携、異業種間の連携、そういうお話が多く出てきているな、ここは特許庁だからかなと思うわけですが、不正競争防止法、営業秘密の保護等々、私も大学では営業秘密の保護に関して連続シンポジウムを打ったりしておりまして、現在、むしろクローズにしてオープンにしない戦略をとるとというのが両輪というふうに聞いているわけですが、今日はそういうお話が出ておりませんね。特許庁であるからそこは話さないでおこうということではないだろうと思いますが、今、春田委員から営業秘密といえますか、秘密情報、従業者をどこまで縛るのかという話にもなりましようが、その辺のお話もあったと思いますが、その辺についても何か御発言がありますでしょうか。

○吉村様（萩原委員代理） 皆さんが話してない中、2回目で申しわけありません。

経団連といたしましては、営業秘密の保護強化は非常に問題意識を持って、不正競争防止法の改正をお願いしたい立場でございます。これは、逆に言うとしっかりとした法律があって、企業として重要な秘密を守る体制をとることが、しっかりと連携するための前提だと理解しています。やみくもに何でも保護するという話ではないと思っておりますし、協調す

るためにも守るべきところはしっかり守られているということがオープン・クローズ戦略を構築するための要諦だと思って提案したという経緯でございます。以上でございます。

○高林委員長 非常に模範的答えだなと思いました。営業秘密もやみくもに秘密を保持するだけではなくという御趣旨の御発言だったと思います。

この辺に関してでも結構ですし、特許行政全体についての御要望、御期待等でも結構ですし、一人ずつ話しているような感じもいたしますので、順繰りに話していただくということでも結構ですが、いかがでしょうか。御発言なさっていない方でも結構ですし、2度目でも3度目でも構いません。

法学者の立場で、金子委員等は。

○金子委員 ゼミで当てられた学生の気分でございますが、若輩者ですが幾つか。

まず資料5でまとめていただいている特許制度・運用のあり方というところで、特許庁において取り組むべき事項として、技術動向、企業等における権利活用の実態を把握することが挙げられております。そのこと自体は非常によいことでありまして、私も実態を十分把握し切れておりませんし、先ほどのように様々な企業や様々な主体に対して現状はどういう状況にあり、これからどういうことが起こるのか周知するという意味でも、実態の把握を進めることは重要であろうと思います。

その際には、ここで挙げられているようなことや、先ほど出たオープン・クローズ戦略のようなことのほか、特に活用の面では成功した事例だけを集めるのではなく、失敗したもの、特に濫用的な権利行使などについては、受けたことを表に出しづらいということもあると思いますので、そういうこともうまく集めることができればと思います。よい話は集めやすいのですが、うまくいかなかった話というのは集めづらい一方で、うまくいかないことへの対応こそが重要な面もありますので、その点も御検討いただければと思います。

また、活用に関しては、これまでライセンスの当然対抗、あるいは冒認等に関する改正も行われてきましたので、移転登録などのデータで今どういう主体が特許権を取得しているのかということも調べていただくと、活用の一つのデータにはなろうかと考えております。

実態を把握した上でどのように対応していくのかということについては、これはまさにこれからの調査次第ということになると思うのですが、例えば先ほど出たリサーチツール特許などの問題とあわせて、どのようなレベルで、上流の技術に特許を与えるよりも下流のほうがいいのではないかとかということについて、新規性や進歩性の要件、場合によって

は開示要件などとの関係も含めて、審査行政のあり方とあわせて検討していくことも必要となろうかと思えます。

また、有効性の問題について紛争処理システムなどの問題等にもかかわってきますので、そういった意味で権利の活用行政、知財紛争処理に、さらにアメリカにおけるパテントコントロールの状況など、これらをまとめて考察するという事は非常によいことではないかと思えます。特に紛争処理システムで既に損害賠償や差止請求権の制限については十分な検討が積み重ねられているところですが、そういった新しい技術分野、特に様々な技術分野に横断するようなことが特許としてかかわることになりますと、予測しない形で権利行使がされることも想定されますので、差止請求権の制限について、立法でということではなくても、検討することも必要となろうかと思えます。

また、他方で権利の有効な行使という点では、これは難しい問題になりますが、複数主体による特許発明の実施とか、業としての要件等について、場合によっては見直しが必要になるかもしれませんし、さらに難しいですが、国際的な、国境を越えた権利行使の問題等についても、この小委員会の中で結論を出すということにはならないかもしれませんが、検討の必要が生じるかもしれません。

すみません。まとまりませんが、以上です。

○高林委員長 検討すべき対象をさらに拡大して、いろいろ言っていたということだと思います。特許権の移転には登録が効力要件となっておりますので、金子委員がおっしゃったとおり、これはその他のパテントコントロールの話につながっているのかもしれませんが、現在どのような特許権の移転とか、そのほかになっているのかということなども、特許庁は資料等があるでしょうから、御教示いただいて、現在特許権者の移動というのがどうなっているかということも興味のあるところだと思います。

金子委員の話がきっかけで紛争処理、その他の分野にも話が拡大しているということですので、これからは分野にこだわらず、全ての分野で御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

私が指名するのはやめまして、順番にそちらからご発言いただくというのではいかがでしょうか。

○浅見委員 御指名いただき、ありがとうございます。私は特許行政に長く携わってまいりましたので、そういった観点を中心に3点ほどお話ししたいと思います。

まず、先ほど中村企画調査課長から御説明いただきましたが、例えば人工知能について

は、タイムリーに情報を発信していると思っています。昨年の技術動向調査の結果ということでしたが、この分野は非常に動きの激しい分野ですので、できるだけ定期的、継続的に、かついろいろな観点から分析をしていただいて、適切に発信していただければということが一つ、要望でございます。

2点目ですが、これは審査の観点ですが、特に人工知能を用いた技術は、先ほどの御説明にもあったように広がり大きい分野だと考えております。かつとても重要な分野ですので、過って特許権が設定されることがないように、慎重に審査をしていただきたいと思います。例えば応用分野への適用ということでしたら、複数の技術分野の審査官が集まって協議をして審査をする、あるいはサーチなども慎重にさせていただくこともお願いしたいところです。審査の品質管理をぜひ重点的にやっていただきたいと思いますということが一つです。

それから3点目、制度改正についてですが、昨年開始された異議申立制度ですが、無効審判に比べますとかなり件数も多いようですし、早期に見直しがされるという意味いい制度であると思っています。

今後、紛争処理システムにつきましても、複合技術が発展する中でどのようにやっていったらいいか、先ほど金子委員からも論点が挙げられておりましたが、そういう点を十分に議論していきたいと思っています。制度を改正する場合には、それをいいと考える人もいる一方で、悪い影響もあるかと思っておりますので、悪用されないよう議論を尽くしていければと思います。以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。

今、浅見委員から、分野横断的な技術が開発されてきているが、共同審査のようなお話がありました。現状としては、機械何分野とかいうことで固定的な審査をやっているのか、その辺をわかる範囲で教えていただければと思いますが。

○岩崎調整課長 特許の審査部の調整課長をしております岩崎でございます。

先ほど浅見委員から、また委員長から、複合的な技術についてということで御質問があったところでございます。特許は御存じのとおり様々な特許の分類がついているところでございます。複合的な技術に関しましては、どこら辺が複合になっているかというのは個別の審査官は大体わかっているということでありまして、その上で、必要があれば異なった技術分野の審査官と話をさせていただくというのは、ある意味では日常的に行われているところでありまして、案件に応じて、必要に応じてやられているというのが現状だと思っています。

○高林委員長 浅見委員は、そこをもっと系統立ててやれという御趣旨ですか。

○浅見委員 そういうつもりではないのですが、これだけ技術が広がってきた場合には、特に慎重に審査をしていただきたいということです。たとえば、一人の審査官がAIも医療分野もわかっているということであれば、協議をする必要はありませんが、AIの応用分野として新しい分野が出てきたときには、その分野の実態を知ることが積極的にやっていただければと思います。私は品質管理の小委員会の委員もしているのですが、協議というのはいいシステムだと思っていますので、それを活用していただければという一般的な提案でございます。

○高林委員長 審査は分野横断的な慎重な審査というお話と、付与後異議制度が非常に簡単に取り消せる制度なので、より活発な活用をというお話もありましたが、両者の関係というのはいかがなものでしょうか。

○浅見委員 慎重な審査は必要ですが、それでも、審査官は限られた時間でサーチをし、判断していかなければならないという実状があります。特にこういう新しい技術ですと、審査官が必ずしもサーチしきれないような文献、例えば論文やパンフレットについて、第三者の目を活用するというのは、適切な特許権の設定にはいい制度だと思いますし、こういう制度ものを皆さんに活用していただければということでございます。

○高林委員長 私がしゃしゃり出るところではないのですが、また特許庁に質問したいのですが、昔の付与後異議制度を廃止した際に無効審判を何人も起こせるようにしたが、無効審判に異議の件数が全て移行したわけではなく、無効で主張していく件数は非常に限られてしまい、異議で主張されていたものはどこへ行ってしまったのかなというようなお話もあったと思いますが、浅見委員のお話ですと、付与後異議制度ができたために付与後異議が活発に活用されるようになったということですが、その辺は統計的にいうと、まだそんなに長い年月がたっておりませんが、付与後異議制度の活用というのはどの程度になっているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○嶋野審判部長 審判部長の嶋野でございます。

御指摘の付与後異議制度であります。大体1日3件程度、月に100件程度というような状況であります。申立期間が特許公報の発行から6か月で、昨年の4月から制度が開始されておりますので、昨年の10月ぐらいから異議が出始めている状況です。はっきりとは覚えていないのですが、この半年で600件強の申立てがされているという状況だったと思います。

技術分野についても、様々な分野において異議申立てがなされているのですが、やはりばらつきはあります。例えばIT系は比較的少なく、材料系は割と多いのが現状ですが、これから運用が定着していく過程で、別の分野における異議申立てが増えてくる可能性もあるなと思っております。そういう状況であります。

○高林委員長 個別的な件についてはこれから長丁場で議論していけばよろしいかと思っておりますので、その程度にとどめておきたいと思っております。

浅見委員の発言がきっかけでほかのほうに話題が行ってしまいましたが、次、順番でいきますと蘆立委員になります。

○蘆立委員 法学部におりますので、技術的な分野でありますとかビジネスに関しては非常に不勉強で、こういうところで発言させていただくのは難しいのですが、今後、現状について様々な御報告をいただけるということですので、そちらを勉強させていただきながら参加させていただきたいと思っております。今日いただいた御報告の中では、実際に協調分野とかが出てくることによって、発明自体の性質がかなり違ったものが出てくる可能性があるということかもしれませんが、そういう中で、ほかの委員からも御指摘がありました。権利帰属をどのような形で考えるべきなのかという問題について、従来とは違った、つまり発明の創作の仕方が違うことによって今までとは違った問題が出てくるのかどうかという観点でありますとか、先ほど金子委員からもありましたように、権利範囲を考える際に実施の概念とか、あるいはサイバー空間とフィジカル空間を融合させるということですので、従来の物の発明とか方法の発明という形での実施概念が同じように妥当するのか、それとも新しい問題が出てき得るのかということについては関心を持っておりますので、その点、勉強させていただければと考えております。

○高林委員長 ありがとうございます。法学的な立場からの御発言、私としても大変興味があるところです。

ではお願いいたします。

○矢野委員 先ほど研究の上流のほうでかなりオープンイノベーションが進んでいるというお話をさせていただいたのですが、最終的な製品自体については独占権が必要であると、私たちの分野では特にそう思っております。

開発を進めるに当たって、最終的な製品についてどのような権利が取れるか予想して投資をしていくかどうか決めております。これから調査研究をしていただいて、新しいタイプの発明が挙がってくるかと思っております。今まで医薬品とかバイオ分野については特許庁で

いろいろな審査の事例集を出して下さっています。それを参考にして私たちは、このものであればこういう特許が取れるだろうと予測して、であれば投資をしていこうと判断しておりました。今後、複合的な分野で新しい発明が出てくることが予想され、現状ですと、私たちは専門でない分野も入った発明になるとどのような特許が取れるのか予測するのが非常に難しいという状況です。ですので、新しいタイプの発明についても、このような内容だったらこういう権利が取れますよというものを、難しいとは思いますが、できるだけ早めにユーザーにお見せいただけると、私たちはそれを見て、これだったら投資していこうと判断が出来ます。また、もうちょっとこういう研究を追加しないと特許が取れないというものを示していただければ、その研究をやった上で特許出願をしようと考えられます。ぜひその点を御考慮いただけるとありがたいと思っております。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。製薬については、最終完成品については独占性といえますか、差止め等々も十分に行使できることが必要だ、研究開発のところとは違うというお話、それもそうだろうなと思いました。

それから、いかなる技術について特許が取れるのかというところは法学的な興味もあるところでもありますので、特許庁の審査等々も含めて、さらに検討するということなのかと思います。ありがとうございます。

順番だと次は自分だとか、びくっとしていると思いますが、そうではなくて、自由に発言していただいて結構だということです。

なければ、代理であっても構わないので。

○服部様（片山委員代理） 代理ということですが、発言の機会を与えていただいたので1点申し上げたいと思います。

私は原告・被告の立場を問わず侵害訴訟の代理人になることが多い立場から、紛争処理システムについて発言させていただきたいと思います。資料4、「知的財産推進計画2016」（ポイント）の一番右の欄に3点、知的紛争処理システムの機能強化という点が掲げられております。どれも重要なテーマだとは思いますが、現場の感覚、あるいは今日お話しいただいている中で、コンピューターあるいはサーバーの中での処理が発明の内容となる技術が今後も多く出てくるであろうということにかんがみても、ある程度の侵害立証を原告、特許権者が行った場合には、秘密を守りつつも被告の実施態様が訴訟の中で明らかになるような制度が、利用者あるいは経済合理性の観点から望ましいというふうに考えております。

例えば、現行、御承知のとおり文書提出命令がございますが、その発令をもう少しやすくするために、知財戦略本部の中で議論されているところを挙げるとすれば、秘密保持命令との組み合わせで発令しやすくするというものが一つ考えられるのではないかと思います。

あと、実際に私が関与させていただいている事件の中で、文書提出命令を特許権者側で申立を行っておりまして、地裁では認められなかったのですが、高裁では、結果的に認められなかったのですが、裁判所のほうでインカメラ審理を実施していただいて、被告側の実施態様を調べていただいた事件がございます。ただ、高裁まで約四年かかってそこまで行き着いたということもありますので、よりハードルの低い制度として査察制度というものを導入していただいて、適切な権利行使をよりしやすくする環境を検討していただければと思っております。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

次が東海林委員だからという御発言だったのかなというぐらいびったりな御発言でしたので、では東海林委員。

○東海林委員 東海林でございます。

まず、今日の議論を聞かせていただきまして、私は裁判所の人間でございますので、裁判所というところは紛争処理システムの中でもいわば最後の砦として、事後紛争処理を行うところであり、しかも受け身の機関でございますので、このような急激な技術の発達に伴うイノベーションの創出という議論にはなかなかついていけないところもあるわけですが、とはいえ、裁判所も受け身でばかりはいられないという思いもあり、このように技術が発達し、オープンイノベーション戦略がとられていく中で、今後どのような紛争が予想されるかということにつきましては、知財事件を扱う裁判所といたしましても常に注視しながら勉強を重ねていかなければいけないと思ってお聞きしておりました。

雑駁な感想になってしまいますが、先ほど来お話が出ている、これからのオープンイノベーションの中で異業種間の連携とか、分野を越えた連携や協調ということについて、紛争処理の側面から見ますと、これから難しくなると思うのは権利の行使がどのようになるかという問題と、連携を深める中で私的独占の問題も出てくるのではないかとことです。権利の行使の中では、先ほどからお話が出ておりますように、例えば複数の連携に基づいて作られた創出物について、誰が著作権者なのか、あるいは発明においても、連携することによって一体誰が発明者なのか、共同発明者の関係がどうなっていくのかという

ことがますます難しい話になっていくのではないかと思います。

それから、一時新聞等にも載っておりましたが、例えばAIが発達してAI自身がアイデア等を創設した、あるいは音楽、美術を創設したときに、それは一体どのような権利になって、誰のものになるのかということも、後々一定の法律ができたとしても、紛争になった場面ではなかなか判断するのが難しいことになるのではないかと、すなわち、どのような基準で判断するのかということも考えていかなければいけないのでは、と思います。特に、創薬の分野でもあり得るのではないかと思うのですが、AI自身が新規物質を発見するという時代も来るのではないかと。そうしたときに一体誰が発明者なのかという問題なども出てくるのではないかなと思って聞いておりました。

一方、私的独占の関係では、例えば協調することによって、特許の分野でいいますとパテントプールの問題とか、FRAND宣言に見られるような標準技術化の中で紛争が発生してくることも多々出てくるのではないかと、すなわち、権利の行使と私的独占の狭間の問題というものも多く出てくるのではないかと考えています。

それから、連携の中で、営業秘密をどういうふうに位置付けるかということもなかなか難しい問題になるのではないかと思います。特に裁判所で事件を処理していますと、多く問題になるのは、営業秘密の要件の中に「秘密管理性」というものがございしますが、異業種間とか分野を越えて連携して共同開発したときに、営業秘密をどのような形で管理していくのか、どのような管理がなされれば営業秘密としての秘密管理性があると言えるのかというような問題なども出てくるのではないかと考えておまして、これから知的財産権部へそういった非常に難しい事件も来るのではないかと考えております。

最後に紛争処理システムの関係で、服部先生がおっしゃっておりました点、私も、先ほど申し上げましたが、紛争処理システム委員会に参加させていただきまして、この点についても議論させていただいたわけですが、特にその場でも問題になりました営業秘密と権利の行使、証拠の必要性というものをどのように考えるかということに関しまして、適正妥当な証拠収集手続はどのようにあるべきかということについては強い関心を持っておりますので、運用の改善には裁判所も努力して取り組んでいるところでございますが、どのような制度であるべきなのかということも、今申し上げたイノベーションの創設と絡めていろいろ御議論いただければと思っております。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。裁判所として用意しておかなければならない視点というのはたくさんあるかと思いますので、大変有意義な御発言だったと思います。

パテントトロールのお話も出ましたが、アメリカなどでは、先日のある研究会でもディスカバリー制度についてご発表があり、訴状の記載要件をちょっと厳しくし、ディスカバリーについてもある程度は制限を付加していくというお話でした。それはこれまでの制度では特許を権利行使していく人たちに利し過ぎるのではないかということがあるということでもありました。

ドイツには査察制度というものもありますが、ドイツでもアメリカのディスカバリーを使って証拠収集をしていくというツールも使われているというお話もありまして、証拠を集めやすいというやはりアメリカが中心にあるようですが、その辺についても、より合理的な証拠収集制度というものが必要なのではないかと思うところです。提訴前も、提訴後も含めて、証拠収集というところは知財紛争処理システム委員会でも大きな議論でしたし、引き続きこちらでも議論されるテーマなのかなと思います。

次は私かなと思っているでしょう。杉村委員。

○杉村委員 はい。そう思っておりました。

先ほど中村企画調査課長様の御説明で、技術動向の分析とタイムリーな情報提供という御説明がございましたが、技術は常に進歩しておりますので、特許出願の技術動向調査と民間へのタイムリーな情報提供は、今後も常に継続して行っていただきたいと思っております。

先ほど御説明いただきましたいろいろな資料の内容に関しまして、中小企業の視点からどのように考えるべきかという視点でお伺いさせていただいております。先ほど申し上げましたタイムリーな技術動向の情報提供を容易にアクセスすることができ、新しいイノベーションを地域・地方でも創出・活性化ができるために必要な仕組み、そして地域・地方におきましては特に産学連携、産産連携等が重要な一つのキーになると思っておりますので、これらのことも考慮していただき、必要な仕組み作りをここで一緒に議論させていただければと思っております。

それから、資料6の論点の整理の中で挙げていただきました権利活用の一例として記載されているオープン・クローズ戦略に関しましてはそれぞれメリット、デメリットがございます。私はオープン・クローズ戦略だけでは十分でなく、何を標準化して、何を標準化しないかというようなことも絡めた上でのオープン・クローズ戦略を考えていかなければならないのではないかと思っております。

また、特許行政でございますが、我々弁理士は他国の審査官とも日々接しているわけで

ございますが、その中で、日本の審査の質は全世界を見ましても均質で、審査の質が高いと感じております。知財推進計画のペーパーに「世界最速・最高品質の審査」と書いてありますが、特許というものに関しましては、ユーザーが事業との関係でいつ権利化したいという観点が重要であると思っておりますので、なるべく早く権利化して欲しいということであれば迅速な審査をしていただきたいと思いますし、特に基本的な技術に関しては、必ずしも早期の審査を望むわけではない場合も多く、事業との関係でいつのタイミングで権利化を図りたいかというのはそれぞれユーザーの希望がございます。このような事情も含めまして、補正、訂正の制度の見直しも絡めて、どのように審査をしていただき、優れた日本の技術を権利化して日本の経済を活性化していくのかという観点からも、審査のタイミング等についても今後議論をしていただきたいと思いますと思っております。

そして、国際連携に関しましては、審査官の派遣、審査の協力ということで積極的に新興国に審査官を派遣していただいておりますが、日本国特許庁がアジアのハブ庁になっていただきたいと思いますと思っております。従いまして、審査協力ということに関しましても、審査官の派遣だけではなく、今後は積極的にアジアの知財新興国の審査を引き受けていただき、日本国特許庁で審査を行っていただき、日本の審査の質の高さを実感していただき、日本国特許庁がアジアのハブ特許庁となっていくような戦略も検討していただければいいのではないかと考えております。

そして、知財紛争処理についてですが、日本は、中小企業、特に地方の中小企業は製造方法の権利を多く取得しております。ヨーロッパでは、ヨーロッパ統一特許裁判所ができますが、そこでの立証の仕組み作りを今議論しているところだとお聞きしました。ヨーロッパ統一特許裁判所での議論も参考にしながら、日本版の立証の方法はどうあるべきかということを議論していただき、変えるべきところは変え、日本の制度のよいところは保持するという日本版の知財紛争処理システムを考えていく必要があると思います。海外企業からの視点で見たときにも、日本においては権利を取得した後にこのような活用、このような権利行使が可能であるということが「見える化」できるような施策を考えていかなければいけないのではないかと考えています。

最後になりますが、パテントトロールのことでございます。現在、日本の中小企業、中堅企業と言ったほうがよろしいかと思いますが、いわゆる海外のパテントトロール会社に苦しんでいる事情がございます。このような事情も踏まえまして知財紛争処理システムのあり方をここで議論していただきたいと思いますと思っております。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます、

特許庁の審査、非常に正確であり、それを広く発展途上国等々と共有すべきだというお話がありました。私も以前、発明推進協会のアジア太平洋工業所有権センターというところにかかわったことがあります、そこでもかなり多くの新興国の審査官を招聘して審査のスキルを身につけさせるということをやっておりますし、その辺は現状でもかなりやっているのかなと思いますが、今のお話も含めて、さらに拡充していくほうがいいというお話だったと思います。

順番でずっといっているのですが、そろそろ私かなと心配している方がいると申しわけないのですが、山本委員、いかがでしょうか。

○山本（和）委員 それでは、せっかくの機会ですので1点だけ、一般的なことだけ申し上げたいと思います。

私は専門分野の関係では知的財産紛争処理システムの機能強化という面に関心があるわけであり、一般的に申し上げれば、こういう特別分野での訴訟制度を構築する際には、一方では当然のことながらその分野におけるニーズをできるだけ反映した制度、できるだけそれに沿った制度を作るという要請があろうと思います。しかし他方では一般制度としての民事訴訟法というものが存在するわけですので、そこから余りにかけ離れた、説明がつかないような制度を作ることは非常に難しい。制度の整合性という問題があります。そのバランスの中で新たな制度がつくられていくことになるだろうと思っております。

既に知的財産紛争処理システム検討委員会でも幾つかの具体的な提案がなされ、恐らくそれらの提案がこの小委員会でも議論の対象になるのだろうと思っております。これらの提案というのは、検討委員会でもある程度のフィージビリティスタディがされて、実現可能性を検討されていると思いますが、具体的な制度におおしていくときにはいろいろな問題が多分発生してくる、それを乗り越えていかないといけないということが課題になってくるだろうと思います。

ただ、私自身は、特に証拠収集制度のあたりについては民事訴訟法の一つの弱点だと思っております、日本の民事訴訟が非常に脆弱なところではないかという認識を持っています。この20年余り、民事訴訟法のほうでも様々な努力をして証拠収集の制度を整備はしてきました。しかしいろいろな問題があり、乗り越えられないところがあって、諸外国の制度と比べてかなり脆弱な部分が残っているのではないかという認識を持っています。

そういう意味では、今回の議論の中においては、先ほど制度の整合性ということを申し

上げました。それは非常に重要な視点ではあるのですが、民事訴訟法全体のことを考えれば、できるだけ前に進めることができるような、多少イノベーティブなことであっても、ニーズがそこにあるのであれば、それを実現できるような形で議論をしていただければと考えています。そういう意味では、こういう言い方は適切かどうかわかりませんが、民事訴訟法一般を引っ張っていただけるような議論がされ、制度ができることを期待したいと考えております。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

一応皆様から御意見は伺ったということではありますが、まだ5分ほど時間があるようですので、さらなる御発言があればしていただきたいと思います。

○戸田委員 2点ほど、皆さんの御発言を聞いていて、参考になればということでコメントさせていただきます。

1点目は、企業の権利活用の現状についてです。特許庁のほうでお調べになるということですが、今までは、ライセンスしている件数とか、訴訟になった案件とか、そういうものを中心に調べておられると思います。先ほど私が申し上げた協調領域になると、余り表に出てこない特許の活用というのがあると思っています。例えば中小企業さんなどで地方の銀行からお金を借りるときに知財を担保にしてお金を借りているとか、これは大企業でもあると思うのですが、いろいろな会社、大学とパートナーリングをするときに、我々はこの技術、特許を持っているので一緒に組みませんかというように、営業に活用したり、それをホームページ上に載せてPRしている会社も多いように思います。そういう事例も立派な特許の活用だと思っています。侵害警告したり、裁判を起こして差止めしたり、最終的に和解してお金をいただくということだけではないと思っていますので、ぜひ調べていただけると大変ありがたいと思います。

2点目は、紛争処理に関しては、私どもが属しているJ E I T Aという団体はまさに原告にも被告にもなり得る企業の集まりでありまして、一方的に権利者が有利になるような制度の変更というのは正直やめていただきたい。原告・被告のバランスというのが一番大事だと思いますし、先ほどいろいろな先生から御発言があったように、証拠収集のところについては一部見直しをしたほうがいいなと思っているところもあるのですが、過度に権利者を利するような制度変更はやめていただきたいというのが本音でございます。以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

著作権はユーザーと権利者の立場との利益が対立するところが結構あると思うのですが、特許の場合は、今御発言がありましたとおり、特許権者側に立ってみたり、侵害者側に立ってみたりと、乗り降り自由になり得る分野ですので、片方に利するだけでは困るという御発言、まさにそうだなと思いました。

ただ、例えば登録制度が利用されていないこともあって、当然対抗制度が導入されたように、特許権の活用というものを特許庁が把握するのはなかなか難しいのかなと思いました。登録されているとか、しないとか、それは特許庁のテリトリーですが、いかに活用されているかを知るすべというのは、特許庁にはあるのかどうなのか、ちょっと教えていただきたい。

○中村企画調査課長 すみません、まだ試行錯誤で、わからないのですが、確かに特許庁では、どんなものが特許になったとか、誰がとか、それは当然ながら持っているのですが、では具体的に産業界でどのように活用されているかというのは、1件1件ヒアリングしていかなければいけない。かつ、教えていただけないところも結構あるので、わかる範囲でいただければと思います。それが今回は肝なのかなと思っていますので、まさしく現実には何が起きているかというところをちゃんと調査させていただければと思っています。

○高林委員長 大変有意義な御提言だったと思います。

ちょうど絵に描いたようにぴったり5分前になっておりまして、皆様から御意見も頂戴いたしました。最初に申し上げましたとおり、いろいろな業界からいろいろな御意見を拝聴するというのがこの委員会の立場であろうかと思っておりますので、本日はこれを持ちまして小委員会を閉会したいと思います。

## 7. 今後のスケジュール

○中野制度審議室長 それでは、今後のスケジュールにつきまして御説明申し上げます。

次回以降につきましては、本日御議論いただいた論点を中心に、特許庁の調査・研究事業の報告なども申し上げながら議論を深めていただければと存じます。具体的な開催日時につきましては、後日、調整の上、皆様に御連絡を差し上げたいと考えております。

なお、委員の皆様への配付資料につきましては、机上に残しておいていただければ、後日、御連絡いただいた宛先まで送付させていただきます。

○高林委員長 ということで、本日は2時間近くにわたりまして有意義な御審議をいただ

き、ありがとうございました。これを持ちまして閉会したいと思います。どうもありがとうございます。

## 8. 閉 会